

愛知県内の私学教職員の退職金に関するQ&A

Q1 私学教職員の退職金は、誰が支給するのですか？

A1 愛知県内の私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「私立学校」という。)を設置する者(学校法人等)です。

Q2 私学教職員が勤務する学校は、教職員の退職金を支給するために、どのような準備をしているのですか？

A2 私立学校は、公益財団法人愛知県私学退職基金財団(以下「本財団」という。)に毎月負担金を納めるなどの準備をしています。

Q3 退職基金財団に私立学校が加入することは義務ですか？

A3 いいえ、義務ではありません。ただし、現在、愛知県内に設置されたすべての私立小学校、中学校及び高等学校が加入しています。(現在未加入は、中等教育学校で1校あります。また、私立の特別支援学校は、現在設置がありません。)

Q4 私学退職基金財団に学校が加入していれば、その学校の教職員全体が私学退職基金財団の退職資金の対象になるのですか？

A4 学校が加入していても教職員全員を対象にするかは、学校が決めます。なお、退職資金交付事業の対象となるのは、愛知県内の私学教職員で、日本私立学校振興・共済事業団の私立学校共済制度の加入者が対象となります。

Q5 途中で勤務する学校が変わった場合の退職金はどうなりますか？

A5 同じ学校法人内の移動はもちろんですが、別の学校法人の設置する学校であっても、愛知県内の本財団が給付の対象とする私立学校間の移動に関しては、移動前後の学校法人相互の了承等一定の条件がありますが、勤続期間通算制度の適用が可能です。この制度により、学校の移動時には退職金を受け取らずに新しい学校に前任校から通算して勤務していたものとして退職金を受け取ることが可能です。

Q6 なぜ、私学退職資金には、補助金が交付されているのですか？

A6 私立学校は、公教育の一翼を担っており、そこに勤務する教職員に対しては、公務員である教職員と比較して遜色のない待遇を与えることで教職員の資質の向上が図られ、そのことが社会全体の教育向上に資するものと考えられるからです。そのために教育基本法や私学振興助成法をはじめとする関連法規及び条例が整備され、法的な裏付けのもとに私学助成の一環として本財団に対して補助金が交付されています。

Q7 事業概要や定款にある私学関係団体とは、どんな団体ですか？

A7 私立学校以外に本財団が事業の対象としている私学関係団体は、愛知県私学協会、愛知県私学経営者協会及び本財団の3団体です。

Q8 私立大学や私立幼稚園に勤務する教職員の退職金制度はどうなっていますか？

A8 全国の私立大学(短大を含む)には、「公益財団法人私立大学退職金財団」が、愛知県内の私立幼稚園には、「公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団」が、それぞれ設置されています。(本財団が事業の対象としているのは、上記のA1に示した学校及びA7に示した私学関係団体です。)